

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第208回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の仙波委員と、久枝地区の渡部委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、石井地区の戒能推進委員、堀江地区の井上推進委員、潮見地区の宮内推進委員、味生地区の関谷推進委員、難波地区の荻山推進委員に、御出席を願っています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号の、10件の議案が提出されておりますので、よろしく、御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員さんの了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。離作補償を支払うとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。離作補償を支払うとしております。</p> <p>続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。</p> <p>令和3年3月26日～令和3年4月25日までに専決処理した案件は4条届出が7件、5条届出が22件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届</p>

出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案第4号を御報告いたします。

1番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。離作補償を支払うとしております。

2番、本件は、農地法第3条により、平成15年3月6日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

3番、本件は、農地法第3条により、平成6年7月14日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

4番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償を支払うとしております。

5番、本件は、農地法第3条により、平成4年3月9日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約したもので、解約と同時に5条許可申請により、転用するものでございます。離作補償は無いとしております。

以上でございます。

寺井克之会長

議案第1号～第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。

本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

西山昌宏副主幹	<p>次に、議案第5号「農地法第3条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約31アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約31アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約83アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、譲受人は、農地約18アールを耕作する農業者でございます。 この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>なお、本案件は、許可後30アール越えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約34アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な申請地を借り受け、農業に精進するものです。</p> <p>7番と8番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約39アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図る</p>
---------	---

ものでございます。

9番、譲受人は、農地約65アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、11番、12番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

13番と18番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

この度、味生地区の申請地を譲り受け、また、潮見地区の申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、各地区の地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14番、15番、16番、17番は、申請人により取下げとなっております。

19番、譲受人は、農地約40アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

20番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

21番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

22番と23番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さん

	<p>の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>24番、譲受人は、農地約193アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件は10件で、4番、10番、11番、12番、13番、18番、20番、21番、22番、23番ですが、10番、11番、12番は併用案件、13番と18番は併用案件、22番と23番は併用案件。許可後の経営面積が30アールを超える案件は1件で、5番であります。</p> <p>4番は、所在地が小野地区でありますので、仙波委員から説明をお願いします。</p>
仙波正幸委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、小野地区にて新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>譲渡人より営農指導を受ける予定であり、農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本会議での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、5番は、所在地が浮穴地区でありますので、阿部委員から説明をお願いします。</p>
阿部和孝委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、今般、浮穴地区の農地を借り受け、農業の規模拡大をお考えであります。</p>

	<p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、10番、11番、12番は併用案件で、所在地が石井地区でありますので、戒能推進委員から説明をお願いします。</p>
戒能泰隆推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありました10番、11番、12番の案件について、申請人は石井地区に居住し、この度、石井地区の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、13番、18番は併用案件で13番は、所在地が味生地区でありますので、関谷推進委員から説明をお願いします。</p>
関谷治夫推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、味生地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>続いて、18番は、所在地が潮見地区でありますので、宮内推進委員から説明をお願いします。</p>

<p>宮内光樹推進委員</p>	<p>先ほど事務局から説明がありました 18 番の案件について、申請人は湊町に居住し、この度、潮見地区の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>申請人は就農経験がありませんが、営農経験豊かな地域の農業者のサポートを受け、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、20 番は、所在地が浅海地区でありますので、渡部推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>渡部丈司推進委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました 20 番の案件について、申請人は御幸地区に居住し、この度、浅海地区の農地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>申請人には農業経験はありませんが、現地調査並びに農業従事計画書等の聞き取りを行ったところ、今後も真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、21 番は、所在地が難波地区でありますので、荻山推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>荻山民之推進委員</p>	<p>先ほど事務局から説明がありました 21 番の案件について、申請人は朝美地区に居住し、この度、親戚が所有する難波地区の農地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>申請人は、以前から親戚の柑橘栽培に携わっており、今後も親戚の支援を受けな</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>がら真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>最後に、22番、23番は併用案件で、所在地が難波地区でありますので、荻山推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>荻山民之推進委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました22番、23番の案件について、申請人は難波地区に居住し、この度、親族が所有する難波地区の農地について使用貸借権を設定し、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>申請人は、以前から農業経営に携わっており、営農に関する知識も充分あり、今後も真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人でございます。</p>

近年、松山市を中心に中予地域での事業量が増加するなかで、西予市の本社以外に既存の資材置場が無く何かと業務に支障をきたしているため、今般本申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として使用したく、本申請に至ったものであります。

本申請地の農地区分は伊予鉄 平井駅よりおおむね 500 メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、市内南久米町に居住しておりますが、自宅東側が傾斜地の農地であることから、降雨のたびに少しずつ土砂が流れ、長年の土砂の流入により自宅のブロック塀の前に大量の土砂が蓄積されており、このままではブロック塀の倒壊や住宅への土砂の流入等の災害の危険があることから、令和2年4月16日付けで、農地法第5条許可になった隣接地と併せて切土及び転圧による地固め等を行い、土砂の流入を防止し、申請地内に水路を設けて、自宅の雨水桝へ接続し雨水の管理も適切に行い災害を予防したいとしております。

本申請地の農地区分は、伊予鉄久米駅からおおむね 500 メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、土砂販売業を主な業務とする自営業者です。

自己の資材置場を保有しておらず、業務に支障をきたしていることから、この度、

本申請地を賃借にて借り受け、砂・砂利置場等の露天資材置場及び通勤・来客用の露天駐車場として利用したいとして申請に及んだものであります。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、本件受人は、塗装工事業を主な業務とする法人でございます。

事業の拡大により、賃借している既存の事業所が手狭で業務にも支障をきたしていることから、今般、本申請地に隣接する宅地を購入し事業所を新築するのに合わせて、申請地に通勤用車両及び業務用車両、とん袋置場等の露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、松山市役所久谷支所よりおおむね500メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。

8番・9番は、受人が同一であり同一事業ですので一括して御説明いたします。

本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人でございます。

既存の借地している土地では手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、通勤用車両及びトラック、建築資材等の露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、8番が松山市役所和気支所よりおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断され、9番が住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番、本件受人は、給排水設備工事業を主な業務とする法人であります。

現在賃借している資材置場を返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、通勤用車両及びトラック、碎石・砂等の露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11 番、本件受人は運送業を主な業務とする法人であります。

運送事業の拡大を図る中で、新たにソーラーシステムハウスの貸出事業を計画しておりますが、既存の事業所では手狭で業務に支障をきたすことから、この度、本申請地を取得し、ソーラーシステムハウス、従業員用の車両及び運搬用事業用車両等の露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12 番、本件受人は、不動産業・建設業を主な業務とする法人であります。

既存の資材置場が無く、工事の受注毎に現場にて資材置場を設置していることから作業効率が非常に悪く何かと業務に支障をきたしているため、今般本申請地を取得し、露天資材置場として使用したく、本申請に至ったものであります。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

13 番、本件受人は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人であります。

既存施設が老朽化し建て替えを検討しておりましたが、既存施設がある場所が土砂災害特別警戒区域に指定されており、利用者及び職員の安全性等を考慮して既存施設に近い本申請地を取得し、新たに、鉄骨造平屋建の盲老人ホームを建築したいとしております。

なお、既存施設の敷地は、散策地等に利用するとしております。

本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の土地収用法に該当する施設であることから、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、本件は、優良農地の転用であり、申請面積が 3,000 平米を超えますので、今月 31 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番は、所在地が小野地区で、1,000平米を超える案件ですので、仙波委員から説明をお願いします。</p>
<p>仙波正幸委員</p>	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、西予市に本店を置く土木工事業を主に行っている会社です。</p> <p>近年、松山市を中心に中予地域での事業量が増加しておりますが、西予市の本社以外に既存の資材置場が無く何かと業務に支障をきたしているため、今般本申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として使用したく、本申請に至ったものがあります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしくお願いします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、6番は、所在地が久谷地区で、1,000平米を超える案件ですので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、木炭肥料や土砂等の販売を行う個人事業主であります。</p> <p>今般、肥料や土砂をまとまった量取り扱うことがきまり、その置場を確保するため申請に及んだものであります。</p> <p>被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしくお願いします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、8番、9番は併用案件、所在地が和気地区で、1,000平米を超える案件ですので、渡部委員から説明をお願いします。</p>

<p>渡部 泰明 委員</p>	<p>先程、事務局から説明がありました8番と9番の案件について説明いたします。</p> <p>なお、この2件は譲受人が同一人で、転用目的も同じですので併せて説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、古三津一丁目に本社に構え、土木工事業を営む法人です。</p> <p>現在、石風呂町で借地して営業していますが、業務拡大を図るうえで手狭となった事から、新たに代替地を探していたところ、本申請地について所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。</p> <p>なお、2箇所に分散した形にはなりますが、近隣に協力会社の資材置場もあり利便性において問題はないとのことです。</p> <p>なお、転用によって生じる被害防除措置も充分に行うとのことであり、特に9番につきましては、市立松山北中学校の前面の場所で、同校と和気小学校の通学路に面していることから、交通事故防止には最大の注意を払うよう申し入れをしたところであります。</p> <p>以上のことにより地元としてこれを了承いたしました。</p> <p>本会議での御審議をお願いします。</p>
<p>寺井 克之 会長</p>	<p>次に、10番は、所在地が和気地区で、1,000平米を超える案件ですので、和気地区の渡部委員から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 泰明 委員</p>	<p>先程、事務局から説明がありました10番の案件について、説明いたします。</p> <p>譲受人は、久万ノ台に本社を構え、給排水設備工事業を営む法人です。</p> <p>現在は借地して営業していますが、この土地を今年10月に期間満了により返却することとなったため、代替地を探していたところ、本申請地について所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。</p> <p>なお、この土地は、先程の9番と同じ土地を分割したもので転用によって生じる被害防除措置も充分行うとの事であり、松山北中学校の前面の場所で同校と和気小学校の通学路に面していることから、交通事故防止には最大の注意を払うよう申し</p>

	<p>入れをしたところであります。</p> <p>以上により地元として了承いたしました。</p> <p>本会議での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>13番は、所在地が潮見地区で、1,000平米を超える案件ですので、宮内推進委員さんから説明をお願いします。</p>
宮内光樹推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありました13番の案件について、譲受人は、権現町において、視覚障害者の老人ホームやデイサービスなどを運営する社会福祉法人です。</p> <p>平成30年7月豪雨災害の影響を受けたことから、移転を検討していたところ本申請地について所有者との話がまとまったことから、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害防除も十分に行うことから、地元としては、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>11番は、所在地が堀江地区で、1,000平米を超える案件ですので、井上委員から説明をお願いします。</p>
井上徹郎推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、運送業を主に行っている法人でございます。</p> <p>既存の資材置場・駐車場が手狭で、業務に支障をきたしているため、今般、会社に近い本申請地を取得し、露天駐車場・露天資材置場として使用したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>

寺井克之会長	<p>議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>これらの案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、13番の案件は、申請面積が3,000平米を超えるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「令和3年度第2号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>2番、3番は、小野地区の仙波委員が譲受人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですが、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>本日の案件30件の内、使用貸借権の設定は49筆、賃借権の設定は40筆、所有権移転が3筆で、設定総面積は、8万2476平米です。</p> <p>その内訳は、新規が33筆、更新が50筆、再設定が1筆、転貸が5筆、売買が2筆、贈与1筆となっています。</p> <p>番号8の譲受人は、約785アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号15の譲受人は、約57アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号25の譲受人は、約56アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号26の譲受人は、約141アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

	<p>番号 27 の譲受人は、約 185 アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 28 の譲受人は、約 75 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 29 の譲受人は、約 351 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 30 の譲受人は、約 65 アールを耕作する農業者で、畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 3 年 5 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 7 号につきまして事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、</p> <p>原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和 3 年 3 月 26 日から 4 月 25 日までに専決処理した案件は 20 件で、届出内容は</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第8号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「松山農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、所管課である松山市産業経済部農水振興課から農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>本件申出者は、現在、家族4人で借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い現居宅が手狭で何かと生活に支障をきたすことから、この度、隣接地と一体で分家住宅を建築するため、申出地の農用地区域除外申出をしているものでございます。</p> <p>なお、除外された場合の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当すると判断されます。</p> <p>また、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第11条で定める公告がな</p>

	<p>された時点で、当該申出地を含めた、分家住宅建築目的の農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査がなされることとなります。</p> <p>以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日御審議いただく案件は、1件ございます。</p> <p>番号1は、正岡地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和3年4月1日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p>

	<p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>番号1は、令和3年4月15日に所在地である正岡地区を管轄している渡部敏久委員と浅海地区の渡部丈司推進委員、立岩地区の西垣委員と北条地区の野村委員に事務局職員も同行して現地確認を実施しました。</p> <p>1 ページは、対象地と周辺を上空から撮影した航空写真です。</p> <p>2 ページは、対象地を上空から撮影した航空写真です。</p> <p>3 ページ、4 ページは、公図の写しです。</p> <p>5 ページ～9 ページは、令和3年4月15日に現地調査した際に対象地を撮影した写真で、それぞれに1から10まで番号を振っていますが、これは、2ページの航空写真に1～10までのそれぞれ写真を撮影した位置と向きを記載しています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。</p> <p>所在地が正岡地区でありますの正岡地区の渡部委員から説明をお願いします。</p>
渡部敏久委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和3年4月15日に、私と野村委員、西垣委員、渡部丈司推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、正岡地区の八反地です。</p> <p>今回、判断の申し出があった土地は、八反地乙14番50ほか4筆です。</p> <p>申請地は豪雨災害等によって被害を受けた園地が一部あります。</p> <p>また、何年も耕作されていないため、園地へ入ると大きな雑木が繁茂し、山林化しておりますので、農地に復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

寺井克之会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>番号1は、渡部委員からの説明のとおり、八反地14番50外4筆は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案10件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>一点お知らせがあります。</p> <p>5月に予定しておりました臨時総会ですが、コロナの感染状況が見通せない状況であることから、7月9日金曜日に延期させていただきます。</p> <p>開催にあたっては、追って御案内させていただきます。</p> <p>次に、次回の総会の日程についてですが、来月の第209回総会は、6月10日木曜日の午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>
寺井克之会長	<p>以上をもちまして、本日の第208回総会を閉会します。</p>
徳本貴久局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前11時20分閉会</p>